

令和 7 年 3 月 2 7 日
四 国 電 力 株 式 会 社

伊方発電所3号機 長期施設管理計画の認可について

当社は、2024年12月15日に運転開始後30年を経過する伊方発電所3号機について、改正原子炉等規制法※に基づき、長期施設管理計画を策定し、2024年10月31日に、原子力規制委員会に申請書を提出しました。
(令和6年10月31日お知らせ済み)

本日、原子力規制委員会より伊方発電所3号機の長期施設管理計画について認可をいただきましたのでお知らせします。

当社は、引き続き、伊方発電所の更なる安全性・信頼性向上に向けて不断の努力を重ね、一層の安全確保に万全を期してまいります。

※ 2025年6月6日に施行される同法により、運転開始30年以降の10年を超えない期間ごとに原子炉施設の劣化を管理するための計画（長期施設管理計画）を策定して、原子力規制委員会に申請し、認可を得ることとなった。

(添付資料)

伊方発電所3号機の長期施設管理計画の概要

以 上

伊方発電所3号機の長期施設管理計画の概要

項目	内容
長期施設管理計画の期間	新法令の施行日から運転開始後40年までの期間 (2025年6月6日 ～2034年12月14日)
劣化評価の方法及びその結果	経年劣化に関する点検や技術的な評価の方法を定め、点検結果や最新知見等を踏まえ劣化評価を実施した。
劣化管理に必要な措置	劣化評価の結果を踏まえた劣化管理に必要な措置(従来の長期施設管理方針)を計画に定め、劣化管理を実施していく。
技術の旧式化等の措置 (製造中止品管理)	発電所の安全性を確保するために必要となる物品や役務の調達について、著しい支障が生じることを予防するための措置として製造中止品管理プログラム(情報の収集、機器の特定、対応方法及び実施時期の検討)を策定し、継続的に実施していく。
劣化管理に係る方針及び目標	上記の劣化評価、劣化管理に必要な措置、技術の旧式化等の措置(製造中止品管理)に対する方針及び目標を定め、劣化管理を実施していく。
劣化管理に係る 品質マネジメントシステム	伊方発電所原子炉施設保安規定に規定される品質マネジメントシステム計画に従い、劣化管理を実施していく。